後期高齢者医療制度②

（保険証・医療費の自己負担について）

①保険証の更新

8月1日から使用できる保険証を7月中旬から簡易書留郵便で送付します。
現在、使用している保険証の有効期限は、7月31日（水）までです。

○保険証の色が、若草色に変わります。

新しい保険証を7月頃送付

②後期高齢者医療限度額適用認定証

現在、限度額適用認定証を所持し、令和6年度も引き続き現役並み所得のあるⅠ・Ⅱの方は、7月下旬に「限度額適用認定証」を送付します。

③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

現在、減額認定証を所持し、令和6年度も引き続き住民税非課税世帯の方は、7月下旬に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を送付します。

④自己負担が高額になったときは

医療費の自己負担が限度額を超えたときは、後日高額療養費として差額を支給します。
別途お知らせしますので、申請してください。

（医療費の自己負担割合）

医療費の自己負担割合は、世帯の前年の所得をもとに判定します。

<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2">負担区分</th><th colspan="2">自己負担額（1カ月あたり）</th></tr>
<tr><th>外来（個人単位）</th><th>外来+入院（世帯単位）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3割負担</td><td rowspan="3">現役並み所得</td><td>Ⅲ
（課税所得690万円以上）</td><td>252,600円</td><td colspan="2">医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算[140,100円　※1]</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
（課税所得380万円以上）</td><td>167,400円</td><td colspan="2">医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算[93,000円　※1]</td></tr>
<tr><td>Ⅰ
（課税所得145万円以上）</td><td>80,100円</td><td colspan="2">医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算[44,400円　※1]</td></tr>
<tr><td>2割負担</td><td colspan="3">一般Ⅱ</td><td>18,000円または
{6,000円+（医療費※2−30,000円）×10%}の低い方[年間上限（8月～翌7月）144,000円] ※3</td><td>57,600円
[44,400円　※1]</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1割負担</td><td colspan="3">一般Ⅰ</td><td>18,000円
[年間上限（8月～翌7月）144,000円] ※3</td><td>57,600円
[44,400円　※1]</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">低所得者
（住民税非課税世帯）</td><td>Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td></tr>
<tr><td>Ⅰ</td><td>15,000円</td></tr>
</table>

※1　過去12カ月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった時の4回目以降の限度額
※2　医療費が3万円未満の場合は3万円として計算します。
※3　年間（8月から翌年7月まで）14万4,000円を上限とします。

■**問い合わせ先**　住民福祉課医療年金係　☎（48）1111（内1118）

SDGs17の目標

3.すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢の全ての人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

4.質の高い教育をみんなに
全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する